

旧ただし書き方式移行に伴う経過措置（平成 23・24 年度実施）

旧ただし書き方式への移行に伴う経過措置として、国民健康保険料所得割額の算定基礎となる「旧ただし書き所得」について、次の減額計算を行った。

- ①住民税非課税者については、旧ただし書き所得から、その75%を減額する。
 - ②課税標準額が100万円以下で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額する。
 - ③課税標準額が100万円超で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額する。
- ※非自発的失業者の場合、旧ただし書き所得及び課税標準額は、給与所得を100分の30として算定したものとする。

